



2022年5月20日

各 位

会社名 BIPROGY 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 平岡 昭良  
(コード番号 8056 東証プライム)  
問合せ先 広報部長 滝澤 素子  
(TEL 03-5546-4111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2022年6月28日開催の第78回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 場所の定めのない株主総会の導入

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社は、定款に定めることで、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、株主様がインターネット等の手段を用いて出席する、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。当社といたしましては、遠隔地の株主様含む多くの株主様の出席を容易にし、かつ新型コロナウイルス感染症を含む感染症や自然災害その他有事等による社会情勢の変化に柔軟に対応できることから、株主の皆様利益にもつながると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、定款の変更を行うものです。

なお、法令上、本定款変更を行うためには、経済産業省令および法務省令に定める要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることが求められていますが、当社は、既にこれらの確認を受けております。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款の変更を行うものです。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができる

ようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものです。

③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。

④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更箇所を示します）

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>（招集）</p> <p>第11条 定時株主総会は毎年6月に招集する。<br/>臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。</p> <p>＜新設＞</p>  | <p>（招集）</p> <p>第11条 定時株主総会は毎年6月に招集する。<br/>臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>  |
| <p><u>第12条・第13条（条文省略）</u></p>   | <p><u>第12条・第13条（現行どおり）</u></p>   |
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>＜削除＞</p>  |
| <p>＜新設＞</p>   | <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |
| <p><u>第15条～第36条（条文省略）</u></p>   | <p><u>第15条～第36条（現行どおり）</u></p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> | <p style="text-align: center;"><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |
|---|---|

(3) 日程

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 定款の一部変更のための定時株主総会開催日 | 2022年6月28日 |
| 定款の一部変更の効力発生日        | 2022年6月28日 |

以 上